

# 和歌山県警察自動車警ら隊運営規程

(制定：平成30年3月13日 和歌山県警察本部訓令第5号)

和歌山県警察自動車警ら隊運営規程を次のように定める。

和歌山県警察自動車警ら隊運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、生活安全部地域指導課自動車警ら隊（以下「自ら隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(編成)

第2条 自ら隊は、隊長、副隊長及び隊員をもって編成する。

2 前項の編成の基準は、別表第1のとおりとする。

(任務)

第3条 自ら隊は、警ら用無線自動車の機動力を活用して、事件事故多発地域等における重点的・集中的な運用と警察署の管轄区域を越えた広域運用を行うほか、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 事件事故発生時の初動措置
- (2) 犯罪の予防及び検挙
- (3) 交通指導取締り
- (4) その他生活安全部地域指導課長（以下「地域指導課長」という。）に命じられた事項

(活動区域)

第4条 自ら隊の活動区域は、原則として、和歌山市及びその周辺の地域とする。ただし、地域指導課長が必要と認めるときは、この限りでない。

(地域指導課長及び隊長の職務)

第5条 地域指導課長は、警察本部長の指揮を受け、事件事故の発生状況等に即して自ら隊を計画的に運用するとともに、隊員の指揮監督及び指導教養を適切に行わなければならない。

2 隊長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 隊長は、地域指導課長の指揮監督を受け、隊員を効率的に運用するとともに隊員の指揮監督及び指導教養を適切に行わなければならない。

(副隊長の職務)

第6条 副隊長は、警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 副隊長は、隊長を補佐するものとする。

(勤務種別)

第7条 隊員は、次に掲げる勤務種別により、第3条の任務を達成するための活動を行うものとする。

- (1) 機動警ら
- (2) 待機
- (3) 特別勤務
- (4) 転用勤務
- (5) その他隊長の命ずる勤務

(勤務制)

第8条 自ら隊の勤務制は、次のとおりとする。

- (1) 地域指導課長が指定する者、隊長及び副隊長は、通常勤務とする。

(2) 前号以外の者は、交替制勤務とする。

(勤務時間)

第9条 自ら隊の勤務時間は、警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年和歌山県警察本部訓令第26号）の定めるところによる。

(勤務方法ごとの勤務時間)

第10条 隊員の勤務方法及び勤務方法ごとの勤務時間の基準は、別表第2のとおりとする。

(勤務基準)

第11条 地域指導課長は、隊員の勤務方法別の勤務時間の割振りについて必要に応じて数種類の勤務基準を策定し、勤務基準表（別記様式第1号）により隊員に示さなければならない。

2 地域指導課長は、第3条の任務を的確に遂行するため、おおむね6か月ごとに勤務基準を見直すものとする。

(月間勤務計画)

第12条 地域指導課長は、自ら隊の活動を効率的に行うため、隊員の勤務計画を月間勤務計画表（別記様式第2号）により定め、翌月の勤務指定を行うものとする。

2 地域指導課長は、策定した月間勤務計画を毎月28日までに活動区域を管轄する警察署長に通報するものとする。

(勤務計画)

第13条 地域指導課長は、第11条に規定する勤務基準表から、活動区域の実態に応じた勤務基準を選択し、隊員に対し、勤務日における勤務計画表（別記様式第3号）を事前に示すものとする。

2 地域指導課長は、前項に基づく勤務計画を示すに当たっては、活動区域内の警察署の地域警察官の勤務と関連させて効果的な組み合わせとなるように配慮するものとする。

(責任者の指定及び活動重点等の指示)

第14条 隊長は、隊員の活動を効率的に行わせるため、勤務日又は勤務日前日に、勤務日における責任者を指定しなければならない。

2 隊長は、活動区域等における事件事故の発生状況等を勘案し、勤務日又は勤務日前日に、活動重点、留意事項及び事故防止について隊員に指示するものとする。

3 責任者は、指示された活動重点に基づき、自ら率先して活動を行うとともに、勤務日における隊員を統括し、効率的に任務を遂行しなければならない。

(勤務日誌)

第15条 隊員は、地域指導課長から示された勤務計画及び隊長から指示された活動重点等に基づき勤務日誌（別記様式第4号）を作成し、活動状況及び活動中に取り扱った事項をその都度、記録しなければならない。

(勤務変更)

第16条 地域指導課長は、治安情勢等に応じ必要があると認めるときは、勤務変更をすることができる。

2 隊員は、活動区域等の実情に応じ勤務変更をする必要があると認めるときは、副隊長に申し出て勤務変更の承認を受けるものとする。

3 隊員は、前項の規定による勤務変更の承認を受けるいとまのないときは、必要な措置を講じた後、その経緯を速やかに副隊長に報告するものとする。

4 前2項の場合において、執務時間外等で副隊長が不在のときは、生活安全部地域指導課通信指令室通信指令長に承認を受け、又は報告するものとする。

(会議)

第17条 隊長は、自ら隊の効果的な運営を図るため、必要に応じて地域指導課長又は隊長による会議を開催するものとする。

2 前項の規定による会議は、事件事故の発生状況に即した勤務の検討、活動実績の向上、情報交換その他の自ら隊の運営について必要な事項を協議するものとする。

(事件事故等の引継ぎ)

第18条 自ら隊が認知した事件事故若しくは検挙した犯罪又は捜査情報（以下「事件事故等」という。）は、原則として、事件事故等の発生地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

2 自ら隊における事件事故等の処理要領については別に定める。

(活動状況等の報告)

第19条 隊員は、機動警ら等の活動により犯罪を検挙したときは、速やかに隊長に報告しなければならない。

2 責任者は、勤務日に取り扱った事項及び翌日の責任者に引き継いでおかなければならない事項を隊日誌（別記様式第5号）に記録し、勤務終了後、隊長に報告しなければならない。

3 隊員は、勤務日の活動状況を活動状況表（別記様式第6号）に記録し、翌月3日までに隊長に報告しなければならない。

4 隊長は、毎月の活動実績を毎月8日までに地域指導課長に報告しなければならない。

(応援派遣)

第20条 自ら隊の応援派遣の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 活動区域外において事件事故が多発した場合

(2) その他本部長が必要と認めた場合

2 応援派遣の期間は、7日以内とする。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、本部長の承認を得てその期間を延長できるものとする。

(応援派遣要請)

第21条 所属長は、自ら隊の応援派遣を必要とするときは、次に掲げる事項を明らかにし、自動車警ら隊応援派遣要請書（別記様式第7号）により、隊長を経由して地域指導課長に要請しなければならない。ただし、急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

(1) 派遣理由

(2) 人員及び期間

(3) 派遣先における任務

(4) 必要とする装備資機材

(応援派遣の際の指揮)

第22条 応援派遣を要請した所属長は、派遣された隊員を指揮し、当該応援派遣に係る任務を遂行させること。ただし、捜査本部を設置した事件については、当該捜査本部長が指揮するものとする。

(運営上の留意事項)

第23条 地域指導課長は、機動捜査隊その他の警察部門及び警察署と緊密に連携し、自ら隊の機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

(細部事項)

第24条 自ら隊の運用に関する細部の事項については、別に定める。

(別表省略)

(別記様式省略)